

令和6年3月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年3月27日 午後3時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)			
○ 1番 野中 孝	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 佐次川 茂	
○ 4番 益本 徳市	○ 5番 松永 敬資	○ 6番 松本 堅一	
○ 7番 武部 文男	○ 8番 太田 重敏	○ 9番 梶山 達男	
○ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	○ 12番 久保 繁徳	
○ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	㊟ 15番 田中 康	
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂	
○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美	㊟ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳	○ 山口 康明
○ 末永 勇	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 瀬川 和男
○ 前田 清人	○ 志水 悦男	○ 紙本 政信	○ 瀬川 伸清
		○ 松本 覚二	○ 濱崎 稔
			○ 増山 新太郎
			○ 坂本 康弘
			○ 渡口 学
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福 守 剛	次 長 白 波 美 知 子	係 長 田 畑 徹 二	
主 査 桃 田 忠 邦	参 事 吉 田 倉 也	主 任 今 野 貴 光	
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
3 番 佐次川 茂		4 番 益本 徳市	

事務局長 皆様、こんにちは。

総会が始まります前に、少しお時間をいただきたいと思います。

先週金曜日に市職員の人事異動の内示がございました。

農業委員会事務局職員の異動もございまして、私が防災課の方へ、白波次長が監査委員事務局の方へ転出いたします。代わりに、農業委員会事務局局長として、農林課 檜山補佐、事務局次長として、健康ほけん課 川内補佐が転入いたします。また、鷹島分室においては、服部参事が教育委員会鷹島分室から転入となります。

ここで、転入・転出いたします4名より、お時間をいただきまして、ご挨拶させていただきます。

～あいさつ～

ただ今から令和6年3月の農業委員会総会を開催いたします。本年度、また現委員さんでの最後の総会となります。

本日の欠席は、農業委員15番田中委員、推進委2番大久保委員です。

出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。本日は、総会終了後に、松浦シティホテルにおきまして、歓送迎会を開催しますので、よろしくお願いいたします。それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、3月の総会に入りたいと思います。

会 長 皆様こんにちは。令和5年度最後の総会にご出席いただき本当にありがとうございます。皆様方には、農地を守り農業を振興するため様々な農業委員会の活動にご協力をいただきありがとうございました。また、農業委員会事務局の福守局長をはじめ職員皆様のご指導あってそれぞれの任務を果たすことが出来たと感謝を申し上げます。会の始まる前に福守局長より異動の紹介がありました。福守局長は防災課長として、白波次長は監査事務局次長として異動をされます。また、新たに檜山農林課長補佐が局長として、健康ほけん課から川内さんが次長として着任されますのでよろしくお願いします。私も前会長の残任期間を受け持ち1年ちょっとを皆様にご迷惑かけながら務めさせていただきました。感謝申し上げます。一つお願いがございます。4月1日の辞令交付があつて農業委員の皆様で会長・職務代理者、それぞれの委員の選出があると思いますが、私は新しい委員の人選に口を出すつもりはありませんが、長崎県の22市町で女性の農業委員が委嘱されています。国の方針は農業委員の3割を女性農業委員でとのであります。松浦市は、19名ですから6名が目標ですが3名ですので半分は達成してます。今の農業は、妻や母等の女性に頑張ってもらっています。女性農業委員を増やしてもらいたい。大村市農業委員会の会長は女性の方です。松浦市においても会長職務代理者には女性になっていただければと常々思っています。これは、私の独り言として聞き流してください。残任いただける16人委員の皆様、そして新たに21人の方々が農業委員・推進委員として活動されるわけですが、21名の新人の皆さんを残っていただく16名の皆様でリードしていただき改正になった食料・農業・農村基本法の下ですます多忙な委員会活動となると思いますがどうぞよろしくお願いを申し上げ議事に入らせていただきます。

議 長 議事録署名人の指名に移ります。3番佐次川委員、4番益本委員にお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。まず、1 ページ 農地移動適正化あっせん事業報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の1 ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告が2 件ございます。昨年1 2 月1 日にあっせんの申し出があった件です。2 件続けて説明いたします。1 件目は、申出人、志佐町長野免[]番地、[]氏です。種類は売買で、対象地は志佐町長野免字長野原[]番から同地字東[]番の6 筆で、地目は全て田、合計面積は3, 8 1 7 m²です。2 件目です。申出人は、福岡県春日市若葉台西5 丁目[]番地の[]氏です。種類は売買で対象地は志佐町長野免字長野原[]番の1 筆で、地目田、面積は2, 1 9 7 m²です。以上2 件につきまして、2 月2 0 日にあっせん会、3 月1 2 日に調印式を終えております。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今報告がありました、2 件のあっせん事業報告について、あっせん委員さんの報告をお願いします。推進委員9 番百枝委員お願いします。

推進委員 推進委員9 番百枝です。事務局から説明がありましたとおり、2 件を一括して受け手の[]さんに話が整いまして、3 月1 2 日に調印式を終えさせていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の報告について、各委員さんからご意見はございませんか？

ご意見は、無いようでございます。

百枝委員、鈴立委員ご苦労様でした。ありがとうございます。

続きまして、農地改良等届の受理報告から、3 ページ提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は1 ページです。農地改良届の受理報告でございます。届出人が、今福町東免6 8 番地、[]氏、農地の表示が、今福町東免字野々田[]、地目が田で、合計面積は1, 5 9 0 m²、改良の事由は、圃場が狭く機械による作業性が悪いため、約1. 1 mの盛土を行うものです。届出年月日が令和6 年2 月8 日、受理年月日が令和6 年2 月1 5 日でございます。

農地法第1 8 条第6 項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案1 ページから2 ページにかけて8 件ございます。1 件目の貸人、[]氏と借人、[]氏、相続人、[]氏の分は、借人死亡による解約です。2 件目の貸人、[]氏、借人、長崎県農業振興公社の分から4 件目の貸人 []氏、借人、県農業振興公社の分までは、今福町の[]氏の死亡により解約となったものです。2 ページをお願いいたします。1 件目の貸人、[]氏、借人、県農業振興公社の分から、4 件目の貸人、県農業振興公社 借人、相続人、[]氏[]氏の分までの4 件は、[]氏の死亡による解約でございます。

続きまして、農地法第3 条の3 第1 項の規定による届出、相続については、3 件ございます。1 件目です。被相続人は、[]氏、相続人は[]氏です。農地の表示は今福町東免字東上[]番から今福町北免字岩川[]までの田

4筆、畑5筆の計9筆、合計面積は5,065㎡です。被相続人 氏は令和3年1月18日に亡くなられて、相続人から令和6年1月31日に相続登記が完了したということで、2月16日に届出があり19日に受け付けております。2件目です。被相続人は、氏（持分15分の5）、相続人は氏です。農地の表示は志佐町里免字里、地目は畑、面積は636㎡です。被相続人 氏は平成20年1月13日に亡くなられて、相続人から、令和6年2月7日に相続登記が完了したということで、令和6年2月16日に届出があり、19日に受け付けております。2件目です。被相続人は、氏（持分15分の2）、相続人は氏です。農地の表示は志佐町里免字里、地目は畑、面積は636㎡です。被相続人、氏は平成25年9月21日に亡くなられて、相続人から、令和6年2月7日に相続登記が完了したということで、令和6年2月16日に届出があり、19日に受け付けております。

事務局 議案は3ページをお願いします。申請事件の処理状況です。

農地法関係
令和6年2月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			駐車場用地	432㎡	R6.3.15 許可
			資材置場兼生コンプラント設置用地	1,750㎡	進達中

2件目については、議案書では進達中となっていますが、本日到着しました許可通知で令和6年3月25日許可と確認できております。議案書にも記入をお願いします。

事務局 続きまして、提案事件の集計表です。

農地法関係

申請事由		件数	面積		
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	1	2,793㎡		2,793㎡

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面 積		
		田	畑	計
所有権移転	2	6,014 ㎡		6,014 ㎡
利用権設定	13	22,043 ㎡	531 ㎡	22,574 ㎡
賃 貸 借	7	12,988 ㎡		12,988 ㎡
使用貸借	6	9,055 ㎡	531 ㎡	9,586 ㎡
計	15	28,057 ㎡	531 ㎡	28,588 ㎡

承認関係

内 容		件数	面 積		
			田	畑	計
農用地利用集積等促進計画の要請について		3	8,480 ㎡		8,480 ㎡
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	農地パトロール	371	65,821 ㎡	160,140 ㎡	225,961 ㎡
	その他	8	6,082 ㎡	2,254 ㎡	8,336 ㎡
	合計	379	71,903 ㎡	162,394 ㎡	234,297 ㎡

事 務 局 報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか。

農業委員 農業委員 7 番武部です。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出、相続についてですけれども、2 件目と 3 件目の相続人が■■■■さんの件ですが、持分移転が合わせても半分くらいになっていますが、残りは■■■■さんになってるんですね。

事 務 局 過去の農業委員会において、農地法第 3 条により持ち分移転がされておりますので、最終的には■■■■さんに全て集約されております。

農業委員 わかりました。他になれば、報告通りとさせていただきます。
 それでは、付議事項に入ります。5 ページ議案第 15 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 15 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について説明させていただきます。事件番号 1 です。譲渡人は、今福町浦免■■■■番地、■■■■氏で、譲受人は、今福町仏坂免■■■■番地、■■■■氏です。申請地は、今福町浦免

字宮田■■■■・田・457㎡ほか1筆で、合計面積が2,793㎡です。申請の事由は、経営規模拡大のため売買により所有権を移転するものです。■■■氏は主に水稻栽培をされており農業に精力的に取り組まれています。同氏の経営面積は44,260㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間250日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上、皆様のご審議をお願いします。

議長 それでは、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員1番野中委員をお願いします。

農業委員 農業委員1番野中です。この案件につきましては、先ほど合意解約のなかで出ておりました借人、■■■氏が昨年12月31日に亡くなったことにより解約をしたいと貸人に連絡があり、その後、■■■氏の親類の■■■氏ほかに声を掛けられ、話し合いの結果、決定されたものです。他にもありましたが耕作してくれる先がありましたので、その分については続けて耕作していただくことにしてありますので問題ないかと思います。以上です。

議長 地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございませんか。

なければ、議案第15号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することといたします。

続きまして、6ページ議案第16号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第16号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年3月28日としております。7ページから10ページにかけましては、先ほどのあっせん事業で報告しました売買の所有権移転分2件です。12ページをお願いします。集積計画書の各筆明細で、賃貸借再設定分が1件、賃貸借新規分6件、使用貸借再設定分4件、使用貸借新規分4件です。使用貸借新規分の番号1の佐世保市の特定非営利活動法人■■■■理事長■■■氏の分は、解除条件付きでの契約となっています。それでは、各筆明細につきまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いします。

～ 各委員確認 ～

各委員さんから、何かご意見はございますか。

農業委員 農業委員1番野中です。支払方法で確認したいのですが2番の■■■氏と■■■氏で、支払方法が2月払いという方法がとられていますが、この方法はどういうやり方ですか。

事務局 この件については、中山間の直接支払いとの絡みがありまして2月払いになったと聞いております。

議長 よろしいですか。

農業委員 はい。

議長 なければ、議案第16号農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和6年3月28日といたします。

続きまして、18ページ議案第17号農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第17号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。議案は19ページから24ページにかけまして、3件の促進計画となっております。3件全てAtoBで公社が貸し付ける分でございます。21ページの■■■■氏の分と23ページの3件目の■■■■氏の分は使用貸借となっております。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから、何かご意見はございませんか。

なければ、議案第17号農用地利用集積等促進計画の要請については、長崎県農業振興公社に本計画を定めることを要請します。

続きまして、28ページ議案第18号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。先ず、事件番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第18号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について。まず、事件番号1についてです。こちらは、過年度及び令和5年度農地パトロールで非農地判断の対象地となったもののうち、所有者や農林課へ非農地判断して差し支えないかを確認しまとめたものです。これらについて、山林・原野として非農地判断したいと考えますので、確認等をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。件数が多くありますので、しばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いします。

～ 各委員確認 ～

各委員さんから、何かご意見はございますか。

推進委員 推進委員 8 番の鈴立です。誤字ですが、3 6 1 番の登記名義人が[REDACTED]ではなく[REDACTED]です。

事務局 農地台帳システムから抽出したデータなので、そのデータも間違ってる可能性がありますので、この後そちらも確認します。ありがとうございました。

議長 他にございませんか。

推進委員 推進委員 1 4 番志水です。2 9 6 番ですが、[REDACTED]さん、この方は、大分前に亡くなってるのですが、昔別れた奥さんに息子さんが居られるそうなんです。その方が行方不明で分からないそうなんです、これを見れば、相続財産法人となっていますが、どうなっているのでしょうか。

事務局 相続人を全て探してみても、相続人がいなかった場合、土地・建物が法人化するといった民法上の取り扱いがあり、そういったことで相続財産法人と記載しております。

推進委員 この方の家が私の近所なんです。誰も住んでなくて取り壊したいんだけど、取り壊せない。いとこの方がおられるんですが、そういった場合、やはり息子さんを探さなくてはいけないものではないでしょうか。(志水委員)

事務局 建物とかの所有権は、相続人に移るので、探さなければならぬと思いますが、複雑な手続きをとれば費用はかかりますが、利害関係に、「建物を取り壊したい」、「取り壊さないと影響がある」等の理由のある方から、裁判所の方に手続きを行えば、最終的には可能かと思いますが、如何せん費用がかかるといったことから、おっしゃる通り相続人がいらっしゃるのであればそちらを探して当たってみることかと思います。

推進委員 ありがとうございました。(志水委員)

委員 建物には納税義務者はいないのか。(武部委員)

事務局 固定資産上で、納税義務者がわからない場合は、同じ様に相続財産法人といった扱いになっているのではないかと思います。

推進委員 推進委員 1 2 番渡口です。3 2 番ですが、木場免耕地整理組合となっていますが場所が松山田になってるんですが、木場免耕地整理組合って聞いたことないんですが、あるんですかね。

事務局 システム上、その様な登録があつてのものですから記載しているんですが、そこは今一度確認したいと思います。

推進委員 わかりました。

議 長 他にございませんか。

農業委員 農業委員 7 番武部です。私は、国土調査を利用した方がいいと思っています。個人で登記をすると多額の費用が掛かってしまうので、国土調査を利用した方がいいと思っています。

議 長 ありがとうございます。他にございませんか。

なければ、議案第 18 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてのうち、事件番号 1 番については、非農地通知を交付するものいたします。

続きまして、35 ページ議案第 18 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてのうち、事件番号 2 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、事件番号 2 について説明させていただきます。事件番号 2 は個人から申し出のあったものです。申出人は松浦市調川町平尾免■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏です。申出地は、調川町下免字浜口■■■■番・台帳上の現況地目は畑・2、254㎡ほか 7 筆です。申出人によれば 15 年以上前から耕作しておらず山林・原野化しているとのことでした。現地確認は、事務局と高田農業委員とで行いました。番号 1 は一部開かれた場所もありましたが、大部分が山林化しておりました。番号 2～7 は雑木等が繁茂した様子でした。番号 8 も長年耕作した様子はなく太い根が一面に繁茂しておりました。現地確認の結果、農地への復旧が困難、若しくは復旧したとしても周囲の状況からして継続した営農の見込みがないことから、それぞれ「山林」「原野」として非農地とすることが妥当であると考えます。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。それでは、1 番から 8 番について、地元委員のご意見を伺いたいと思います。農業委員 14 番 高田委員をお願いします。

農業委員 農業委員 14 番高田です。3 月 25 日月曜日に確認を行いました。先ほどの説明のように 1 番は、そこに行く道ですら獣道を通って行かなければならない様な所で立入れない状況で復旧は難しいと思います。2 番以降からは原野化し、雑木も生えてきている状況で復旧はほぼ不可能だろうなと思います。「山林」「原野」が妥当だと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今、地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございますか。

なければ、議案第 18 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてのうち、事件番号 2 番については、非農地通知を交付するものいたします。

続きまして、36 ページ議案第 19 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。本議案は、農業委員関係分となります。先ず、1 番を審議いたします。農業委員 5 番松永委員のご退室をお願いします。

～ 松永委員 退室 ～

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 事件番号1です。こちらは、令和5年度農地パトロールで非農地判断の対象地となったもののうち、委員さんに関する案件です。ご確認をお願いします。

議長 ありがとうございます。各委員さんから、何かご意見はございますか？
なければ、議案第19号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてのうち、1番については非農地通知を交付するものといいたします

～ 松永委員 入室 ～

続きまして、同じく議案第19号の2番を審議いたします。農業委員14番高田委員のご退室をお願いします。

～ 高田委員 退室 ～

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 事件番号2です。こちらは、令和5年度農地パトロールで非農地判断の対象地となったもののうち、委員さんに関する案件です。ご確認をお願いします。

議長 ありがとうございます。各委員さんから、何かご意見はございますか？
なければ、議案第19号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてのうち、2番については非農地通知を交付するものといいたします。

～ 高田委員 入室 ～

以上をもちまして、本日の付議事項について、審査、決定いたしました。
続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

事務局 それでは、協議事項に入ります。本日の協議事項は特にございませんで、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・物品の返却について（タブレット・充電器・タッチペンは必ず返却）
- ・研修費と慶弔費の残金の返還について。
- ・送別会の開催について（総会終了後、松浦シティホテルで開催）
- ・4月下旬に各委員の口座に最適化交付金を入金する予定。
- ・全国農業新聞の継続について
- ・令和6年4月1日、松浦市農業委員会臨時総会の開催について
- ・令和6年4月8日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について

議 長 以上をもちまして、3月の農業委員会定例総会を終了します。本日の総会も皆様方のご協力をもちましてスムーズにまた慎重に審議することが出来ました。ありがとうございました。会長として1年ちょっとお世話になり、皆様のご協力をいただき感謝をいたしております。そして委員の皆様には、一生懸命、農業委員として推進委員として活躍していただきました。残られる16人の委員さんは、新たな21名の新しい委員さんを今までの経験を生かしてリードしてあげてください。そしてスムーズな農業委員会の活動ができるようにお願いします。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

事務局 来月の総会は4月26日 金曜日となっております。本日はお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉

16時 40分